

個人番号カードの交付

市役所で手続きを

個人番号カードを申請した人は、交付通知書が届いたら必要書類を持って市民課(市役所1階)で交付を受けてください。

必要書類 交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなどの顔写真付きのもの1点。または保険証、年金手帳など2点)、住民基本台帳カード(持っている人)

個人番号カードでもできること

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な本人確認書類として利用できます。

また、個人番号カードに搭載された電子証明書は、住民票などのコンビニ交付、インターネットで確定申告書が提出できるe-Taxなどにも利用できます。

紛失したときは

通知カードや個人番号カードを紛失したときは、市民課と警察署

に届け出てください。紛失や損傷したときは有料で再交付できます。

個人番号カードの交付手続きなどの休止

機器点検のため、毎月第3土曜日の翌日の休日窓口サービスでは、個人番号カードの交付、電子証明書の発行・失効の手続きはできません。

※くわしくは、マイナンバー制度全般については国のコールセンター(☎0120・95・0178、月～金曜日の午前9時30分～午後8時(土・日曜日、祝日は午後5時30分まで)、カードについては市民課(☎20・1525)へ。

危険物安全週間

正しい取り扱いを

6月5日(日)～11日(土)は危険物安

全週間です。

石油類などの危険物は、日常生活に深く浸透し、欠かすことができなくなっていますが、誤った取り扱いや保管をすると、大きな災害につながる可能性があります。

危険物の特性に応じた正しい取り扱いや保管方法を理解し、安全使用を心掛けましょう。

※くわしくは予防課(☎20・1591)へ。

6月中に忘れずに

農業者年金の現況届

農業者年金受給権者現況届は、毎年5月下旬に、農業者年金基金から年金受給者へ郵送されます。必要事項を書いて6月30日(木)までに提出してください。

受け付けは農業委員会事務局(市役所4階)、下総・大栄支所で行っています。

提出がない場合、11月から年金が受け取れなくなりますので注意してください。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

歯と口の健康週間

適切なお手入れを

6月4日(土)～10日(金)は歯と口の健康週間です。

歯や口の健康は、生活習慣病など体全体の健康にも影響を及ぼします。

皆さんもこの機会に次のような症状がないか確認してみましょう。

- 歯茎が腫れている
- 歯磨きをすると歯茎から血が出る
- 口臭が気になる

歯や口の病気を予防するためには、こまめな歯磨き、規則正しい食生活、定期的な受診が大切です。日頃から歯と口のお手入れを欠かさずに行いましょう。

※くわしくは健康増進課(☎27・1111)へ。

市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ 1m	測定の高さ 0.5m	測定の高さ 0.05m
市役所(花崎町)	5月 2日	0.07	0.07	0.07
	5月10日	0.07	0.08	0.07
	5月16日	0.08	0.08	0.07
下総支所(猿山)	5月 2日	0.10	0.10	0.11
	5月10日	0.10	0.11	0.09
	5月16日	0.11	0.11	0.10
大栄支所(松子)	5月 2日	0.07	0.07	0.07
	5月10日	0.07	0.07	0.06
	5月16日	0.07	0.08	0.07
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	5月 2日	0.07	0.08	0.08
	5月10日	0.07	0.07	0.07
	5月16日	0.08	0.08	0.07
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	5月 2日	0.07	0.08	0.07
	5月10日	0.07	0.08	0.07
	5月16日	0.07	0.07	0.08

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

市長日誌



5月1日～15日

1日	千葉県青少年相談員表彰式・第19期青少年相談員委嘱状交付式 成田市青少年相談員連絡協議会総会
5日	公津みらいまつり
6日	生涯大学院同窓会総会 酪農組合総会
7日	生涯大学院入学式・開講式 日本遺産認定セレモニー 成田山平和大塔まつり奉納総踊り PTA連絡協議会教育懇談会
8日	伊能歌舞伎保存会総会
10日	男女共同参画推進員会議
11日	農業センター理事会
14日	明治大学・成田社会人大学開講式 成田山蠟燭能



開会式であいさつ(5日)

児童手当の現況届

6月30日までに提出を

市では、児童手当を受給している人に、現況届を送付しました。6月中に提出してください。現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられません。

受付日時 2月～金曜日、日曜日
午前9時～午後5時

提出場所 市役所1階ロビー、下
総・大栄支所(日曜日を除く)

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

下水道

正しい使用を

各家庭の排水管へ野菜くず、残飯、油、薬品類を流すと、汚水管

の変形や詰まりの原因となります。修理を依頼すると多額の費用がかかる場合があります。日頃の正しい使用をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

耕作放棄地の再生

助成金を交付

耕作放棄地は、雑草や病害虫の発生、有害鳥獣のすみかになるなどの問題を引き起こします。国・県では、耕作放棄地を借り受けるなど、再生に取り組む人を対象に助成金を交付しています。

助成金額

○再生作業草刈り・抜根・土作りなど：10アール当たり7万円
5,000円またはかかった費用の2分の1

○用排水施設・農道などの整備：かかった費用の2分の1

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

野焼き

禁止されています

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、有害物質の発生の恐れがあるだけでなく、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑になります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。禁止の例外となる行為も、周辺地域の生活環境に著しく影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

崖地の整備

費用の3分の2を補助

市では、擁壁を設けるなど、危険な崖地の整備に対して次の通り補助を実施しています。補助を受けるには事前に手続きが必要です。着工する前に土木課に相談してください。

対象 2次の条件に当てはまるもの(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)

○高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の崖地

○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地

補助額 750万円を限度に、費用の3分の2

※くわしくは土木課(☎20・1550)へ。

水道週間

じゃ口から安心とどけ 未来まで

6月1日(水)～7日(火)は、水道週間です。

市では、災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進に取り組んでいます。

また、安全で安心な水道水の供

給を確保するため、水道法に基づき水質管理を行っています。

限りある資源を大切にするため、漏水の疑いがある場合には、早急に市指定給水装置工事業者に連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

食育月間

健全な食生活を



「飽食の時代」ともいわれる現代、食べることにの関心や食を大切に意識が薄れ、食生活の乱れや肥満の増加など、食を取り巻くさまざまな問題が生じています。

国は、毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」と定めています。

皆さんもこの機会に日々の食生活を見直してみましよう。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

国民健康保険税の軽減

倒産・解雇などで
離職した人を対象に

対象は離職時点の年齢が65歳未満で、「雇用保険の特定受給資格者」「雇用保険の特定理由離職者」として失業等給付を受ける人。市では、「雇用保険受給資格者証」に書かれている「離職理由」(左表)により対象を確認します

軽減内容は前年の給与所得を100分の30と見なして課税

離職理由

番号	内容
11	解雇
12	解雇(天災など)
21	事業主からの雇い止めによる契約満了(3年以上)
22	事業主からの雇い止めによる契約満了(3年未満更新明示あり)
23	事業主からの雇い止めによる契約満了(3年未満更新明示なし)
31	事業主に起因する正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転などによる正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間1年未満)

軽減期間

離職の翌日～翌年度末。この期間に就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると対象外となります

申請に必要なものは雇用保険受給資格者証・本人確認書類・マイナンバー確認書類
※くわしくは保険年金課(☎20・1547)へ。

償却資産の申告

事業主の皆さんへ

1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有する事業主は、市へ申告する義務があります。償却資産とは、事業に使用する構築物や機械、運搬具、器具・備品などです。

まだしていない場合は、早めに申告してください。申告用紙が必要な人は、資産税課(☎20・1514)へ連絡してください。同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shisan/std0003.html>)からもダウンロードできます。

電子申告の場合はeLTAx

ホームページ(<http://www.elta.jp/>)をご覧ください。

太陽光発電設備も償却資産です

次のいずれかに当てはまる設備は毎年、市への申告が必要です。一定の条件を満たす場合は、税負担軽減の特例措置を受けることができます。

- 法人が所有する設備
- 個人が住宅用に所有する10キロワット以上の設備
- 個人が売電など事業用として所有する設備

家屋の屋根材として設置された建材型ソーラーパネル(屋根材の上に載せたソーラーパネルを除く)は家屋で課税されますので、申告は不要です。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

認可外保育施設

利用料の一部を補助

市では、国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む)に通う小学校就学前の児童の保護者に対し、年4回に分けて利用料の一部を補助します。

対象は保育所などの入所基準を満

たした小学校就学前の児童の保護者

対象となる利用料は認可外保育施設に支払った4～6月分の利用料

申請書配布場所は基準を満たした市内の認可外保育施設、保育課(市役所2階 ホームページ <http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/hoiku/std002>)

3.htm)

申請方法は申請書、就労証明書、世帯の所得が分かる書類、利用料の領収書など必要書類を直接または郵送で保育課(〒286・8585 花崎町760)へ

申請期間は6月15日(水)～30日(木) (当日消印有効) ※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

市内の農産物などの放射性物質検査の結果

4・5月に検査した農産物は、放射性物質が基準値以下でした。

県の精密検査の結果

単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計*1
スイカ	5月10日	検出せず*2(5.4未満)	検出せず(6.4未満)	検出せず
茶(一番茶)*3	5月10日	検出せず(0.81未満)	検出せず(1.3未満)	検出せず

市の簡易検査の結果

単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計
ダイコン	4月25日	検出せず(8.08未満)	検出せず(7.14未満)	検出せず(15.2)

*1 放射性セシウムの合計は、セシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したもの

*2 「検出せず」とは、検出限界値未満であることを示す。検体の測定時における検出限界値はかつこ内の数字

*3 茶は飲む状態の茶に出したものを測定した
基準値 ○一般食品…放射性セシウム 100ベクレル/kg
○飲料水(飲用の茶を含む)…放射性セシウム 10ベクレル/kg

※過去に行った検査の結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/nosei/index0003.html>)に掲載しています。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。